平成２５年（フ）第２９４６号
大阪市東住吉区南田辺３丁目７番15号
破産者　中村忠太郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目12番３―1404号
破産者　金田　和雄
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９８１号
大阪府茨木市上穂積４丁目８番４―302号、前住所大阪府茨木市上穂積４丁目８番４―301号
破産者　柳澤通生こと　柳澤勝之亮
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９２号
大阪市浪速区恵美須東３丁目２番９号　パークシャトー402号
破産者　安藤　建一
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６９号
大阪府吹田市上山手町30番13―601号、前住所大阪府吹田市原町３丁目26番１―301号
破産者　東川　和信
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６号
広島市安佐北区落合南１丁目35番８号
破産者　大畑　愛信
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
広島市安佐南区伴北７丁目48番17号
破産者　保村　　晃
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０３号
広島県大竹市南栄２丁目13番28号
破産者　中尾　英博
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
山口県長門市深川湯本75番地
破産者　本田　　博
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県萩市大字椿東5108番地
破産者　森田　直治
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２５号
山口県萩市大字平安古町356番地２
破産者　森田　直子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１７９号
徳島市東吉野町１丁目７番地の４　サーパス東吉野608号室、旧住所徳島市川内町大松47番地の12
破産者　木下　博夫
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６７８号
北海道千歳市駒里2216番地の17
破産者　芦谷　津芳
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
秋田県由利本荘市岩城内道川字水呑場28番地133
破産者　堀井　敏夫
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４９号
仙台市太白区山田本町26―30　リュウセイマンション502号室、開始決定時の住所秋田県由利本荘市山本字下野36番地８
破産者　三浦　　悟
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１８１号
岩手県宮古市愛宕２丁目２番９号　イーストハウス１―203号室、開始決定時の住所埼玉県草加市花栗１丁目６番５―429号
破産者　鈴木　雄三
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
埼玉県越谷市蒲生茜町24番地７　パレ・コンセール102
破産者　中村　圭介
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
相模原市南区相模大野１丁目25番60号
破産者　田邉　達介
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部